

議案第55号

目黒区従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

目黒区従前居住者用住宅条例（平成5年3月目黒区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第4号」を「第3号」に改め、同項ただし書中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第21条の2第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「姻族」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年10月東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方その他これに類する者として区長が認めるもの」を加える。

第30条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第30条の2中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」に、「前条第1項第6号」を「前条第1項第5号」に改める。

第30条の3中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」に、「第30条第1項第6号」を「第30条第1項第5号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（説明） 使用権の承継の許可において、パートナーシップ関係の相手方を親

族と同等の取扱いとするとともに、使用者の資格要件を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。